

マネー・ロンダリング規制対応に関するお客さまへのお願い (個人のお客さま)

お客さま各位

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

「中華人民共和国アンチマネー・ロンダリング法」、「金融機関顧客身分識別と顧客身分書類及び取引記録保存に関する管理弁法」などの関連法律法規に基づき、弊社との保険取引状況は以下の条件に該当する際に、顧客デューデリジェンス (CDD) の法定義務の履行へご協力をお願いいたします。

取引状況	CDD確認が必要となる条件（下記の「以上」はその数値を含む）
保険契約の締結時 （契約単位で異動増を含め累計保険料を基準とする）	・保険料金額が人民幣 20 万元以上または 2 万米ドル以上の外貨相当額で、且つ振込で納付する保険契約 ・保険料金額が人民幣 1 万元以上または 1,000 米ドル以上の外貨相当額で、且つ現金で納付する損害保険契約 ・被保険者一人あたりの保険料金額が人民幣 2 万元以上または 2,000 米ドル以上の外貨相当額で、且つ現金で納付する生命保険契約
保険の解約・異動減による保険料返戻の申請時	・返戻保険料または保険契約の返戻現金価値が人民幣 1 万元以上または 1,000 米ドル以上の外貨相当額である
保険金支払いの請求時	・請求する支払保険金金額が人民幣 1 万元以上または 1,000 米ドル以上の外貨相当額である

CDD確認が必要な場合、以下の基本身分情報を「顧客基本身分情報記入表」にご記入いただき、**有効な身分証明書類**の写しを提供していただきますようお願いいたします。

個人の基本身分情報	有効な身分証明書類
氏名、性別、国籍、職業、連絡先電話、住所或は所属会社の住所（常住現住所が登録住所と一致しない場合は、常住現住所を準ずる）、身分証明書またはその他の身分証明書類の種類、番号と有効期限	・中国籍：身分証明書、軍官証 ・香港・マカオ・台湾籍：台湾住民の大陸往復通行許可証/香港・マカオ住民の内陸通行許可証/香港・マカオ・台湾住民の居住証 ・外国籍：パスポート、外国人在華居留証など

保険契約の有効期間中、お客さまが過去に提供した関連書類や情報などを変更された際には、改めて更新後の書類や情報を弊社までご提示いただきますようお願いいたします。

中華人民共和国の「アンチマネー・ロンダリング法」に基づき、金融機関と取引する際、あらゆる組織と個人は金融機関の CDD に協力し、真実且つ有効な身分証明書類を提示し、身分情報を適確且つ完全に記入し、取引及び資金の関連情報を如実に提供する必要があります。弊社はマネー・ロンダリング規制対応の職責又は義務を履行するためお客さまより入手した確認書類を厳重に管理し、お客さまの関連権利を侵害しないように確保するため、関連法律に基づく場合に限り、あらゆる第三者の組織や個人に上記の関連情報を一切に提供いたしません。

上記の説明にご不明点がございましたら、021-6877-7800（内線 600）までご連絡ください。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

マネー・ロンダリング規制対応に関するお客さまへのお願い (法人のお客さま)

お客さま各位

日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

「中華人民共和国アンチマネー・ロンダリング法」、「金融機関顧客身分識別と顧客身分書類及び取引記録保存に関する管理弁法」などの関連法律法規に基づき、弊社との保険取引状況は以下の条件に該当する際に、顧客デューデリジェンス (CDD) の法定義務の履行へご協力をお願いいたします。

取引状況	CDD確認が必要となる条件（下記の「以上」はその数値を含む）
保険契約の締結時 (契約単位で異動増を含め累計保険料を基準とする)	・保険料金額が人民幣元 20 万元以上または 2 万米ドル以上の外貨相当額で、且つ振込で納付する保険契約 ・保険料金額が人民幣元 1 万元以上または 1,000 米ドル以上の外貨相当額で、且つ現金で納付する損害保険契約 ・被保険者一人あたりの保険料金額が人民幣元2万元以上または2,000米ドル以上の外貨相当額で、且つ現金で納付する生命保険契約
保険の解約・異動減による保険料返戻の申請時	・返戻保険料または保険契約の返戻現金価値が人民幣元1万元以上または1,000米ドル以上の外貨相当額である
保険金支払いの請求時	・請求する支払保険金金額が人民幣元1万元以上または1,000米ドル以上の外貨相当額である

CDD確認が必要な場合、以下の基本身分情報を「顧客基本身分情報記入表」にご記入いただき、有効な身分証明書類の写しを提供していただきますようお願いいたします。

基本身分情報	有効な身分証明書類
法人: 名称、住所、経営範囲、お客さまが法に基づく設立または経営・社会活動の取り扱いが証明できるライセンス或はその証明書類の名称、番号と有効期限	・企業、個人事業主、事業単位*: 営業ライセンス ・社会团体: 社会团体法人証書 ・海外会社: 外国の所管当局が発行した外国機構商業登記証明書 * 事業単位: 社会のために主に教育、科学技術、文化、衛生管理などの活動を行い、経済的利益の追求を行わない団体のこと)
法人の法定代表人或は責任者、実質的支配者 (UBO) 及び取引担当者: 氏名、住所*、身分証明書またはその他の身分証明書類の種類、番号と有効期限	法定代表人或は責任者: ・中国籍: 身分証明書、軍官証 ・香港・マカオ・台湾籍: 台湾住民の大陸往復通行許可証/香港・マカオ住民の内陸通行許可証/香港・マカオ・台湾住民の居住証 ・外国籍: パスポート、外国人在華居留証など 実質的支配者 (UBO): ・定款等株式または支配権に関連する情報の証明資料 ・株主または取締役会メンバーの登録情報 (例: 株主名簿、各株主の株式数及び株式の種類等)
* 実質的支配者 (UBO) のみ住所の記入が必要。	

保険契約の有効期間中、お客さまが過去に提供した関連書類や情報などを変更された際には、改めて更新後の書類や情報を弊社までご提示いただきますようお願いいたします。

中華人民共和国の「アンチマネー・ロンダリング法」に基づき、金融機関と取引する際、あらゆる組織と個人は金融機関の CDD に協力し、真実且つ有効な身分証明書類を提示し、身分情報を適確且つ完全に記入し、取引及び資金の関連情報を如実に提供する必要があります。弊社はマネー・ロンダリング規制対応の職責又は義務を履行するためお客さまより入手した確認書類を厳重に管理し、お客さまの関連権利を侵害しないように確保するため、関連法律に基づく場合に限り、あらゆる第三者の組織や個人に上記の関連情報を一切に提供いたしません。

上記の説明にご不明点がございましたら、021-6877-7800 (内線 600) までご連絡ください。